

令和3年4月1日

各位

ハム・ソーセージ類公正取引協議会

TEL 03-6450-3980

前略

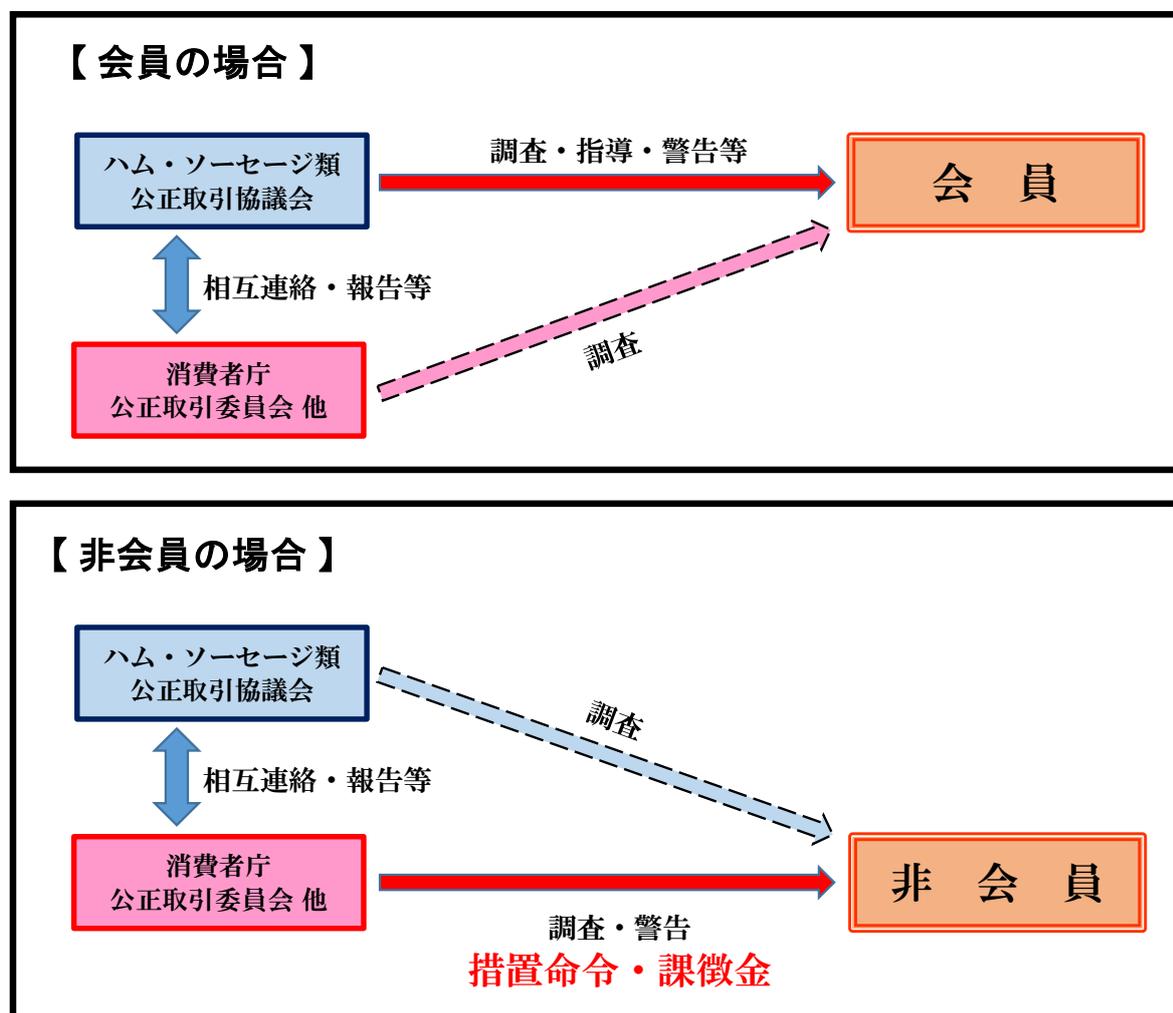
ハム・ソーセージ・ベーコン等食肉加工品の表示につきましては、頻繁な表示制度の変更や複雑な制度への対応にご苦労されていることと思います。

本協議会は「ハム・ソーセージ類の表示に関する公正競争規約」の管理・運営機関として平成4年に発足しており、主にハム・ソーセージ類を製造している企業が加入されています。協議会の会員になりますと、表示についての消費者の信頼が得られるばかりでなく、仮に公正競争規約に違反するおそれがある場合もまず当協議会の自主規制により措置されます。

非会員による違反行為については、消費者庁、公正取引委員会等により当協議会の公正競争規約の定めを参考に景品表示法の規制が直接およぶため、直接指示・措置命令及び課徴金の支払い命令を受けることになります。

つきましては、企業防衛のため、この機会に当協議会への加入をお勧めいたします。加入をご希望される方は、上記担当までご連絡ください。

草々



会費の額及び納入方法について

1 会 費 会費は次の区分による。

区 分	会 費 (年額)
1.ハム・ソーセージ類の	
年間生産量 24,000ト以上	20万円
// 3,600ト以上、24,000ト未満	10万円
// 600ト以上、3,600ト未満	7万円
// 200ト以上、600ト未満	5万円
// 200ト未満	2万円

2 会費納入の方法

会費は、年2回6月(上期分)、12月(下期分)のそれぞれ末日までに銀行指定口座に一括納入する。なお、前年の生産量に応じた会費の額の変更は下期分から反映する。

※一般社団法人日本食肉加工協会の会員および日本ハム・ソーセージ工業協同組合の組合員のほとんどの方が加入されています。

【 本件についてのお問合せ・申込み 】

ハム・ソーセージ類公正取引協議会事務局
〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿1丁目5番6号
ハム・ソーセージ会館

事務局 松永、福岡

電話 03-6450-3980、fax 03-3441-8287